

令和元年度「救急の日」及び「救急医療週間」実施要綱

京都中部広域消防組合

1 目的

救急医療及び救急業務に対する住民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることにより、救急医療体制を一層充実させることを目的とする。

2 期間

「救急の日」の9月9日（月）を含む1週間（令和元年9月8日（日）から9月14日（土）まで）を「救急医療週間」とする。

3 実施方針

救急医療関係機関等と協力し、「救急の日」及び「救急医療週間」の趣旨にふさわしい内容の行事を実施するものとする。

(1) 重点事項

- ア 応急手当の普及啓発
- イ 救急自動車の適正な利用方法の普及啓発
- ウ 救急隊員の研修

(2) 実施事項

- ア 広報関係
 - (ア) 消防組合ホームページによる広報
 - (イ) 巡回広報、街頭広報
 - (ウ) 市町広報紙による広報
 - (エ) 報道機関に対する情報提供
 - (オ) 救急医療啓発ポスター等の掲示
 - (カ) 応急手当等に関するパンフレット等の配布
 - (キ) その他
- イ 講習会・研修会の実施
 - (ア) 普通救命講習会の実施
 - (イ) 救急隊員研修の実施
 - (ウ) 救急告示医療機関との症例検討、意見交換等の実施
- ウ 救急コーナー等の実施
- エ 一日救急隊長の任命
- オ その他「救急の日」及び「救急医療週間」に関連した行事の実施